

指名停止等一覧表

(期間 平成25年10月1日～平成25年12月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社 イワクラ	北海道苫小牧市晴海町23-1	平成25年9月10日	平成25年10月9日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)、「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」14の(2)(契約違反、事故、不正行為等)	株式会社イワクラ倶知安出張所が、後志森林管理署と契約した立木販売契約(後志森林管理署2274は林小班ほか9カ所・1路線、平成24年10月24日付け締結)の実施においては成田産業(株)に下請けしていたが、伐区外の搬出路作設(既設路の活用等)に当たり、支障木を所定の手続きをしないまま重機で押しつけて立木(本数291本、材積30.7m ³)に損傷を生じさせたものである。
株式会社 建築工房	北海道札幌市中央区大通西15-2-8	平成25年9月27日	平成25年11月26日	2ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	留萌開発建設部発注の「留萌開発建設部管内除雪ステーション外耐震改修設計その他業務」の入札において、調査基準価格を下回る価格で最低価格入札者となり、低入札価格調査を行うとうとしたところ同調査を拒否した。このことは、契約の相手方として不適切であるため。
荒井建設 株式会社	北海道旭川市4条西2丁目2-2	平成25年11月6日	平成25年12月5日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第17号(不正又は不誠実な行為)	荒井・中山経常建設共同企業体が施工した北海道上川総合振興局旭川建設管理部発注工事において、株式会社アラタ工業の常務取締役及び荒井建設株式会社の現場代理人は、共謀の上、平成23年12月10日、上川郡美瑛町の工事現場で株式会社アラタ工業の労働者が伐木作業中に労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の旭川労働基準監督署長に提出しなかった。このことが労働安全衛生法に違反するとして、株式会社アラタ工業及び同社常務取締役並びに荒井建設株式会社の現場代理人が公訴を提起され、罰金刑の略式命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適切であるため。
株式会社 アラタ工業	北海道空知郡上富良野町北町2丁目	平成25年11月6日	平成25年12月5日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第17号(不正又は不誠実な行為)	荒井・中山経常建設共同企業体が施工した北海道上川総合振興局旭川建設管理部発注工事において、株式会社アラタ工業の常務取締役及び荒井建設株式会社の現場代理人は、共謀の上、平成23年12月10日、上川郡美瑛町の工事現場で株式会社アラタ工業の労働者が伐木作業中に労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄の旭川労働基準監督署長に提出しなかった。このことが労働安全衛生法に違反するとして、株式会社アラタ工業及び同社常務取締役並びに荒井建設株式会社の現場代理人が公訴を提起され、罰金刑の略式命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適切であるため。
株式会社 安田塗装店	北海道二海郡八雲町富士見町126-40	平成25年11月15日	平成26年2月14日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	北海道森林管理局檜山森林管理署発注の「檜山森林管理署庁舎改修工事」の電子入札において、当該業者が落札決定したが、工事重複による現場代理人及び主任技術者の確保が不可能により、本工事の履行が困難であるとして、契約締結を辞退した。当局の有資格者が当局発注工事において落札決定後に契約締結を辞退したことは、再度の入札事務等が発生すること、及び適期に工事ができなくなること等、契約の相手方として不正又は不誠実な行為に該当するため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。